

平成28年度 監査結果における指摘事項等及び講じた措置の内容について

監査対象部局：病院管理部	
監査結果における指摘事項・意見	監査委員へ通知のあった講じた措置の内容
<p>監査結果の報告・公表日：平成28年 6月27日</p> <p>◇【監査委員意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護学生の確保について 北陸3県全域の高校へ加賀市看護学校の紹介を行う、受験生確保の取り組みは今後も継続されたい。その他にも、大学卒業者を対象に看護学校をPRできる手法についても、検討されたい。 ・ジェネリック医薬品の状況について かねてよりの課題であった使用率が大きく改善されたことは、好ましいことである。今後も、厚生労働省の目標値にむけて継続的な取り組みを期待する。 ・未収金の対応について 未収金の回収方法については、より効果的な手続きを検討され、状況の改善に努められたい。 	<div style="text-align: center; height: 100%; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"> </div>
監査対象部局：山中温泉支所	
監査結果における指摘事項・意見	監査委員へ通知のあった講じた措置の内容
<p>監査結果の報告・公表日：平成28年 7月22日</p> <p>◇【監査委員意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産区の運営計画について 当初より基金に依存した運営がなされているが、利用者の減少や基金残高の見通しなどを踏まえて、存続可能な経営形態にむけて計画的な対応に努められたい。 ・補助金交付事業の取扱について 補助金交付事業において、実績報告書等に記載された金額の整合性や添付書類に不備があるため、審査体制を再点検するなど事務の適正化に努められたい。 	<div style="text-align: center; height: 100%; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"> </div>

監査対象部局：議会事務局

監査結果における指摘事項・意見

監査委員へ通知のあった講じた措置の内容

監査結果の報告・公表日：平成28年 7月22日

◇【監査委員意見】

・議会図書室の設置について

議会図書室の設置は有意義な取り組みであり、図書館に併設していることも考えると、議会図書室としてのリファレンス機能が重要である。現状の活用状況を踏まえその内容を検証され、より効果的に機能するよう努められたい。

監査対象部局：総務部及び会計課

監査結果における指摘事項・意見

監査委員へ通知のあった講じた措置の内容

監査結果の報告・公表日：平成28年10月28日

◇【監査委員意見】

・公契約条例の適切な運用について

市と事業者の努力義務などを定めた条例ではあるが、市が負う責務については、十分な理解のもと運用に努めてもらいたい、一方で事業者側の自由な経済活動が制限されることが無いように、厳に注意して対応されたい。

・石油類購入価格の決定方法について

石油類の購入価格決定については、市内事業者を優先する考え方に立ち、県内等の価格動向数値を参考に購入価格が決定されているが、その手法だけでは不足が生じていないか常に点検し、必要があれば近隣の実勢価格の調査を行うなど、別の手法も併せて実施し、より適正な価格決定に努められたい。

監査対象部局：上下水道部

監査結果における指摘事項・意見

監査結果の報告・公表日：平成28年11月29日

◇【監査委員意見】

・水道ビジョンの見直しについて

先に策定された水道ビジョンについて、平成29年度に計画の妥当性・給水量の見込み等を再検証するとの事だが、投資計画や各種制度改正を十分に踏まえ、経営安定にむけた収入増の取り組みの好機を逸しないよう、留意されたい。

・民間の自己水(地下水)確保の状況について

今年度の経営状況にも影響が出ている民間事業者の自己水確保については、全国の先進地で行われている様々な事例の研究を進め、本市に見合った収入確保策を検討されたい。

監査委員へ通知のあった講じた措置の内容

監査結果の公表日：平成29年2月28日

・水道ビジョンの見直しについて

平成29年度に加賀市水運用計画見直し業務、加賀市水道事業ビジョンフォローアップ業務を行う予定となっています。

水運用計画の見直しでは、今後の水需要予測を基に、水道施設を更新する上で、その必要性や供給方法の検討、施設規模の見直しなど、合理的で経済的な水運用計画を構築していきます。水道ビジョンフォローアップでは、水運用計画見直しの結果を将来投資に反映させ、各種業務指標による進捗管理、評価、今後の有収水量や人口推計を行っていきます。合わせて、現在の料金体系についても検討し、中期財政計画を作成します。

これら上記において作成した資料を基に、経営安定を図るよう取り組んでまいります。

・民間の自己水(地下水)確保に対する基本的な考え方

加賀市において、近年の膜処理技術の向上により、地下水を使用する事業者が現れており、このことは全国的な傾向でもあります。

地下水を大量に利用することによる水道事業への影響として、水質面への影響、経営面への影響があります。

水質面への影響として、通常、給水装置の口径は、使用者の計画水量に応じた大きさであることが前提ですが、地下水利用者は非常時のバックアップ利用に備えて、計画水量よりも大幅に水道水を使わないとしても、元の口径の大きさを維持することを基本としています。このため、水道水の日常的な使用が少なくなり、配水管等に水道水が滞留することによる水質悪化や、非常時に大量に水道水を使用した際の、周辺地域での赤水発生の懸念があります。

経営面への影響として、現状で設置されている口径に対して給水義務を負うため、その水量を確保するための施設を整備、維持していく必要があります。水道事業は装置産業であり、費用のうち固定費が大半を占めていますが、現行の料金体系では基本料金ではなく従量料金により回収するものとなっており、事業者が地下水を大量に利用する場合、施設整備・維持管理費について、適正に回収することができません。

地下水の規制については、環境基本法の下に「工業用水法」「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」がありますが、加賀市はその指定地域に入っておりません。従って、条例で定めることになり、石川県内では9市町が地下水採取に関する規制を行っております。例として、金沢市では、条例の目的として、「地下水位の低下に伴う地盤の沈下等が深刻化することを未然に防止するため」としています。加賀市においては、現状では、地下水を利用する際の著しい地盤沈下が認められないことから、早急な条例制定は難しいと考えます。

加賀市において、口径50ミリ以上で月使用量が500立米を下回る事業所は平成29年1月請求分では112件あり、その大半は地下水は使用しておりません。このことから、固定費や維持管理費を根拠にする場合、地下水の有無ではなく、事業所全体の問題として料金体系を考える必要があると考えます。

監査対象部局：建設部	
監査結果における指摘事項・意見	監査委員へ通知のあった講じた措置の内容
<p>監査結果の報告・公表日：平成28年11月29日</p> <p>◇【監査委員意見】</p> <p>・ゆげ街道整備本町区間について ゆげ街道整備本町区間については、地元協議を進める際には、県営街路事業と協働し、地域のまちづくりの視点を意識して取り組むよう努められたい。</p> <p>・駅周辺の駐車場について 新幹線駅舎完成後の加賀温泉駅周辺駐車場については、現在積算している必要台数に必ずしもとられることなく、駅周辺の駐車場として有効に機能するものを、民間の動向も踏まえながら、必要十分な台数の確保に努められたい。</p>	<p>監査結果の公表日：平成28年12月27日</p> <p>・ゆげ街道整備本町区間について 意見の通り、引き続き取り組みます。 (都市計画課)</p> <p>・駅周辺の駐車場について 民間の駐車場動向も踏まえ総合的に判断しながら、十分な駐車台数の確保に努めていきます。 (新幹線対策室)</p>
監査対象部局：教育委員会	
監査結果における指摘事項・意見	監査委員へ通知のあった講じた措置の内容
<p>監査結果の報告・公表日：平成28年12月28日</p> <p>◇【監査委員意見】</p> <p>・中央公園内プール管理事業について 平成27年8月に専門業者からの点検報告書により、危険な不良個所として報告されているにもかかわらず、その結果報告に対する所管課の対応方針が不明確のまま処理されている。指定管理者が管理する施設とはいえ、貴局における指定管理施設の安全確保の役割分担を今一度再確認されたい。 貴局では、指定管理者からの四半期毎の利用状況報告に対しては、担当課所見を記入し、施設の適性利用に努めていることが見てとれるが、その様な手法に倣って「安全点検への所見」を明記する等の、独自の改善策を速やかに講じられたい。</p>	<p>監査結果の公表日：平成29年2月28日</p> <p>・中央公園内プール管理事業について 中央公園内プールを含む体育施設の修繕個所に係る指定管理者からスポーツ課への連絡については、指定管理者による日常の点検業務や点検業者からの報告に基づき、緊急性が高いものについてはその都度、そうでないものについては翌年度予算に向けた修繕要望としてスポーツ課に提出することとしています。スポーツ課ではそれにより施設の状況を把握し、安全面などの緊急性を考慮して順次、修繕対応してきました。 しかし今回の屋内プール天井部材落下事故では、点検業者から指定管理者への点検報告に危険性のある不良個所の指摘がありながら、そのことがスポーツ課に適切に伝えられなかったとともに、スポーツ課においても報告書の確認が不十分であったために事故の発生を招く結果となりました。 今後は、今回の事案を教訓とした事故再発防止に向け四半期報告書などをより精査し、懸念される部分については指定管理者に再度、確認と報告を求めるほか、定期的に行うモニタリングに際しても施設の安全面について詳細に説明を求めるなど、施設の安全確保を最優先とした運営に、より積極的に取り組んでまいります。</p>

監査対象部局：観光戦略部	
監査結果における指摘事項・意見	監査委員へ通知のあった講じた措置の内容
<p>監査結果の報告・公表日：平成29年1月31日</p> <p>◇【監査委員意見】</p> <p>・観光戦略プランの費用対効果について 観光プロモーション活動など各種事業により誘客数が増加しているが、施策に投じた経費に対する効果を分析し今後の展開に活かす必要がある。観光消費額や市内滞在時間、加賀温泉郷の認知度等いくつかの着目すべき点を検討されているようだが、税金面での効果についても調査し分析に努められたい。</p>	<p>監査結果の公表日：平成29年3月27日</p> <p>・観光戦略プランの費用対効果について 平成29年度に新たな観光戦略プランを策定するにあたり、施策の効果検証について新しい調査分析手法を取り入れることとしている。その中で、税金面の効果についても加味した検証方法を検討することとしたい。</p>
監査対象部局：経済環境部	
監査結果における指摘事項・意見	監査委員へ通知のあった講じた措置の内容
<p>監査結果の報告・公表日：平成29年1月31日</p> <p>◇【監査委員意見】</p> <p>・IOT推進事業について 中小企業であればこそ、IOT化への取り組みが有効な場合もあるので、IOTを導入する人材の育成の支援は方向性の良い取り組みである。 一方で、企業の規模や業態は様々であることや、現状ではパイロット事業的な事業段階にあることから、今後は、IOT化を真に必要とする企業に対して、効果的な支援が出来るよう、十分に調査研究を進められたい。</p> <p>・空家対策計画の策定について 空家対策計画の策定について、現在、空家調査を鋭意実施中とのことだが、空家対策計画を今年度中に速やかに策定され、公共性と経済性のバランスのとれた事業計画が策定できるよう、整合性のある基本方針等を明確に表すよう努力されたい。</p>	<p>監査結果の公表日：平成29年3月27日</p> <p>・IOT推進事業について IOT技術を活用することで、中小企業が抱える課題の解決に向けた取り組みができる人材の育成の支援やIOT技術の導入に向けた相談体制の構築など、中小企業に対して、効果的な支援が出来るよう、調査研究を進めてまいります。</p> <p>・空家対策計画の策定について 今年度中を目途に、空家調査の結果と整合性を持ち、かつ、公共性と経済性のバランスに配慮した空家等対策に関する方針を、明確に示した計画を策定するよう努めてまいります。</p>

監査対象部局：市民生活部

監査結果における指摘事項・意見

監査委員へ通知のあった講じた措置の内容

監査結果の報告・公表日：平成29年2月28日

監査結果の公表日：平成29年4月25日

◇【監査委員意見】

・人口減少対策事業について

複数プロジェクトがそれぞれの観点で進行しているが、事業が散見されるに留まることなく、定住促進に向かってまとまりの有る事業展開を感じるよう、事業者等のマネジメントに留意されたい。なかでも、「生涯活躍のまちプロジェクト」は新しい「まち」の創造ともいえる計画であり、大所高所の視点に立って、事業に取り組まれたい。

・人口減少対策事業について

人口減少対策事業については、加賀市「まち・ひと・しごと」総合戦略に基づき、複数のプロジェクトがそれぞれの観点で進行しております。事業の効果検証及び見直しにつきましては、加賀市総合戦略検討会において個々の事業についてのPDCAサイクルによる検証を実施し、マネジメントを行なってまいります。
また、「生涯活躍のまちプロジェクト」については、今年度、市全体の方向性を示す加賀市版「生涯活躍のまち」構想と具体的な実施場所、基本的な取り組み内容を示す加賀市版「生涯活躍のまち」基本計画の策定を行なってまいります。
この構想・基本計画の策定にあたりましては、加賀市定住促進協議会内に加賀市版「生涯活躍のまち」検討部会を設置。委員として、医師会、介護サービス事業者協議会、学識経験者、金融機関に参加いただいているほか、田舎暮らしやIJUターンをサポートするNPO法人や公民連携による地域再生・活性化等の調査・研究を行なっている財団にもアドバイザーとして参加いただき、多様な視点からご議論をいただいております。

監査結果の報告・公表日：平成29年3月27日

監査結果の公表日：平成29年5月2日

◇【監査委員意見】

・暮らし就労サポート事業について

人口減少対策と就労支援を合わせた事業のようだが、どちらの観点でも対象者を明確にとらえ、目的を見失うことなく、着実な成果が得られるよう、筋道を整理して取り組まれたい。

・手話言語条例について

条例に規定した方針や施策について、一定期間を目的に具体化し、条例の目指す目的を着実に達成できるよう、継続性、計画性をもって取り組まれたい。

・保育園の統廃合について

公立保育園の再編については、公立と法人立のそれぞれの役割分担や全体的な保育の質の向上等、公立保育園の有り方と法人立保育園の有り方を合わせて見直すことも必要ではないか。子育て支援のために最善をつくされるよう期待する。

・暮らし就労サポート事業について

「若者等就労支援事業」では、人口減少対策のひとつとして、市外在住の若者にもターゲットを絞った就労体験を実施することとしています。この取り組みは、交流人口の増加や定住促進にも寄与するものと考えています。
また、市内在住者の就労支援としては、「若者等就労支援事業」および「生活困窮者等自立支援事業」を一体的に実施し、若者や生活困窮者等の就労支援に取り組んでいくこととしています。なお、事業の実施にあたっては、就労支援の成果が得られるよう、豊中市や泉佐野市、弘前市等の先進事例を参考にしながら、本市の状況に適切に対応した業務体制を構築していきたいと考えています。

・手話言語条例について

本条例に基づく取り組みを具体的に進めていくため、聴覚障害者協会や手話通訳士会の代表、有識者などによる「(仮称)加賀市手話施策推進協議会」を新たに設置し、計画の理念や環境づくりなどの方針、スケジュール等を審議いただき、「(仮称)加賀市手話施策 推進計画」として取りまとめることとしています。

・保育園の統廃合について

加賀市には、現在、公立保育園が17園、法人立保育園等が13園、幼稚園が1園あります。人口あたりの保育園数は、県内他市に比べて多い状況にあります。計画は、子どもたちの「育ち」に適する環境の実現を目指すものであり、再編後も中学校区に1園は公立保育園を配置し、地域の子育て支援の拠点施設と位置付ける内容となっています。
今後とも、公立保育園と法人立保育園の役割分担と協働のもとで保育を実施して参りたいと考えています。